

避難実施要領

月 日 時 分現在

屋内避難（弾道ミサイル着弾前）

1 東京都からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和5年1月11日 14時00分
発生場所	瑞穂町内全域
実行の主体	A国
事案の概要と被害状況	A国による弾道ミサイル発射の兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、町民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、町民のとりべき行動について周知する。
気象の状況	天候： 晴れ 気温 10℃ 風向 北東 風速 1m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	瑞穂町内全域
避難先と避難誘導の方針	東京都知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、町民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	令和5年1月11日 14時5分
避難完了予定日時	令和5年1月11日終日

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	・福生警察署 TEL042-551-0110 ・福生消防署 TEL042-552-0119 ・陸上自衛隊 朝霞駐屯地 第1施設大隊 TEL048-460-1711

3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、近くにいる者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ・担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ・町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 ・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 ・屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテーブルで目張りする等外気を遮断する。 ・現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出火防止対策や施錠等を行う。 ・危険動物の逸走対策を行う。 ・その他必要と認められる事項。
屋内にいない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。 ・避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 ・原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、瑞穂町、東京消防庁又は警視庁等の関係機関に連絡する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、登録制メール、ホームページ等によるあらゆる手段を活用し、要避難地域全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	町内関係機関及び団体等
職員間の連絡手段	防災行政無線、各種連絡網 等
6 緊急時の連絡先	
瑞穂町 国民保護／緊急対応事態対策本部	電話：042-557-7610 FAX：042-556-3401